

保護者様

神戸市立桜が丘小学校
校長

感染症罹患時の提出書類について

神戸市立学校では、出席停止となる学校感染症の中で、登校再開の際に書類の提出が必要なものがあります。令和元年10月より、神戸市医師会と協議の上、インフルエンザについては他の感染症と区別し、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用するようになっております。インフルエンザ以外の6種の感染症については、これまで通り「登校（園）許可書」を使用してください。

詳しくは下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症」については、随時お知らせする最新のお知らせや配信をご覧ください。

1. 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」について

※このホームページ上に様式があるのでダウンロードできます。

・保護者が記入して、学校に提出するものです。（報告書記入のための再診は必要ありません。）

※ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、学校からお渡しする「インフルエンザ用の登校（園）許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。

登校（園） 基準	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。
-------------	--

学校において予防すべき感染症の解説より＜平成30年3月改訂＞抜粋

2. 下段の6種の学校感染症 罹患時に使用する「登校許可書」について

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）
麻疹（はしか）・風しん・百日咳

※このホームページ上に様式があるのでダウンロードできます。

- ・保護者が医療機関に「登校（園）許可書」（指定の様式あり）を持参し、記入してもらってください。
- ・文書料は無料ですが、登校許可を受けるための診察料はかかりますので、ご了承ください。

3. 上記以外の学校感染症にかかった場合

（例、手足口病、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑（りんご病）など）

登校についての医師の指示内容を保護者の方が連絡帳などの書面に記入し学校へお伝えください。

記入例） 1. 『〇月〇日に、〇〇病院で「手足口病」と診断され、欠席しておりましたが、昨日再受診し、
医師より登校の許可が出ましたので、本日より登校させています。』